

平成30年度秋田県男女共同参画審議会要旨

■日 時

平成31年3月14日（木）13：30～

■場 所

秋田地方総合庁舎 総603会議室

■出席者

【秋田県男女共同参画審議会委員】

伊藤委員、木山委員、小泉委員、児玉委員、高橋委員、竹田委員、松浦委員、松坂委員、
山名委員

【事務局】

湯元あきた未来創造部長、神谷次世代・女性活躍支援課長、新号次世代・女性活躍支援
課主幹ほか関係職員

■議 事

○事務局

審議会の議長は、秋田県男女共同参画推進条例第22条第2項の規定により会長が務めること
になっていますが、今回は、委員の改選がありましたので会長が不在となっています。会長
の選出までの間、事務局において議事を進行させていただきます。

（1）議案第1号 会長の選出について

○事務局

本審議会の会長は、秋田県男女共同参画推進条例第21条第2項の規定により、委員の互選
によって定めることとなっています。皆様いかがいたしましょうか。

事務局一任という声がありましたので、事務局の案を提案させていただきます。

会長には山名委員にお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局

「異議なし」の声がありましたので、会長は山名委員に決定しました。

○山名会長

承知しました。私は幼児教育と子供の発達、二次発達を専門分野にしています。

また昨年度、秋田大学男女共同参画推進室長に就任しました。大学もそうですが、全国的に、男女の格差がいろいろなところで見られます。その根底にある意識をできるだけ変えるような取組を皆様と考えていきたいと思っています。どうぞ、よろしくお願いします。さっそくですが、議案第1号に関連して、秋田県男女共同参画推進条例第21条第4項の規定に基づく会長代理及び秋田県男女共同参画審議会運営要綱第4項第1号の規定に基づく苦情処理委員は会長が指名することになっていますので指名します。

会長代理は小泉委員にお願いします。

○小泉委員

承知しました。

○山名会長

苦情処理部会は4名以上の委員で構成されることになっていますので、4名の委員を指名します。伊藤委員、小泉委員、竹田委員、松浦委員にお願いします。

○指名のあった各委員

承知しました。

(2) 議案第2号 第4次秋田県男女共同参画推進計画の指標の変更について

○事務局

事務局より資料に基づき説明

○山名会長

ただ今の説明に対して、御質問・御意見等をお願いします。

○小泉委員

がん検診受診率の目標数値が下がりましたが、若い女性の子宮がんで亡くなる方が年間で減少しないこともありますので、がん検診の受診率を上げていかなければいけないと思っています。目標値を下げた理由の説明をお願いします。

○事務局

平成32年度の目標値は下がっているように見えますが、昨年度策定した第3期秋田県がん対策推進計画では、平成30年度から平成35年度までの6年間の計画期間において、最終的には50%を目指しています。平成32年度は、この計画期間の中間年にあたり、乳がんであれば48.4%、子宮がんであれば46.3%という中間目標値を定めており、目標値を下げ

たということではありません。

子宮頸がんは特に若い女性の罹患が増えていることもあり、例えば予防接種は、国の方で一旦中止をしていますが、また再開の方向もありますので、県としても、20歳からのこの受診率を上げるためには、普及啓発に力を入れて、受診率を向上させていきたいと考えています。

○松浦委員

変更した計画だけを見て、指標の目標値が下がったと理解する方がいないように、県の施策全体の説明をしっかりとしていく必要があると思っています。特に行動計画の指標の考え方が今回変わっています。これは、大きな変更になる提案で、累積、積み上げの数なのか、年度を取組計画としての成果を判断するかの違いだと思いますが、どちらが本来の取組の成果を正しく表しているかということがわかりづらいので、単に指標を変えますというだけではなくて、十分な説明をお願いします。

○事務局

平成28年度から開始した第4次男女共同参画推進計画の目標は基本的に5年間が大原則ですが、平成27年度に策定した時点で、平成32年度までの目標を策定していない指標が4つありました。そこで、今回、その空白の部分の埋めるための指標を設定しました。基本的には従来の目標値を踏襲するような形で、平成32年度までの目標を改めて設定させていただいたところです。

御懸念は、次世代法の一般事業主行動計画の策定件数だと思います。この目標値が大幅に変わった経緯は、従来累積で一般事業主行動計画を策定した件数を積み上げていく目標を設定していましたが、別の審議会で各委員の方から累積という形の指標設定はわかりにくいと御指摘があり、それを踏まえて検討し、今回の第3期ふるさと秋田元気創造プラン設定時に、累積ではなく年度末時点で届出件数が何件あるのか、その年度末時点で実際に届出している一般事業主行動計画の件数を目標として設定するという事にしました。

これまでと何が違うのかを申し上げますと、累積件数というのは、純粋に1件策定したらプラス1と積み上げていく計算をしています。しかし実際は、計画を策定しても、例えばそれが5年計画とか3年計画とか企業によって違いますが、一定の計画の期間の終了後、新たな計画を策定していただければいいのですが、1回作ってその期間が終わったら次の計画を作らないでやめてしまう企業も残念ながらあります。そこで、正確に反映させるという点で考えますと、今回出させていただいた年度末時点で何件届出されているかという数値の方が、より実態を把握するのに適切な数値ではないかと考えました。

今回指標の変更に掲げる、次世代法に基づく一般事業主行動計画届の策定件数は、平成32

年度の目標値を３１５としていますが、これは第３期ふるさと秋田元気創造プランの平成３３年度までの目標値３３０を踏まえて定めているところです。直近の行動計画を策定している企業数は、平成３１年１月末現在で３５１という実績になっており、当初計画したよりも多い実績になっている状況です。これは、昨年６月に設置した「あきた女性活躍・両立支援センター」の企業訪問による働きかけがかなり効果を現しているものと思っています。累積にしますと、平成３１年１月末現在で１，０６４件になっています。

○山名会長

議案に異議なしとしてよろしいでしょうか。

○小泉委員

今の目標値ですが、もし修正可能であれば、やはり両方併記として累積も出す、もう１段設けて年度末件数と累積件数の両方あった方がわかりやすいのではないのでしょうか。

○事務局

そのように修正させていただきます。

○事務局

県内に１０人以上の事業所は４，０００社位ありますが、その４，０００社がどの位達成したかが大事なところであり、作ってはみたけれども次は作らない、もしくは作っていない、作っていたのがわからなくなったという動きもありますので、御指摘があった全体に対するどのくらいか、累積はどのくらいか一見してわかるように、口で説明しなくてもわかるような表現を検討させていただきたいと思います。

○山名会長

今の御意見を基に修正案を作成していただいて、知事に答申するという事でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山名会長

また修正案については、こちらに一任させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山名会長

それでは、そのように決定したいと思います。

(3) 第4次秋田県男女共同参画推進計画の進捗状況について

○事務局

事務局より資料に基づき説明

○高橋委員

推進の柱の2番の(2)のところですが、女性に対するあらゆる暴力の根絶ということで、学校数が書かれており、実績値も書かれています。子どものころからの教育ですとか、大人になる前の教育とか関わり方がすごく大事だと思っています。例えば対象を中学校まで学年を落としていくのか、大学で取り組んでいるところもありますけれども、そういったところとどのように連携をしていくのか、今後の目標も含めて、現在の状況の説明をお願いします。

○事務局

学年に応じて、男女共同参画に関する授業は進めています。副読本を使いながらやっていますが、限られた授業数の中で、この授業に1時間を設けることは実際のところは非常に難しい現状です。キャリア教育の一環として、あるいは性差別などに触れながら幅広く、男女共同参画、女性活躍と組み合わせて対応しているところです。

県内の各高校ではデートDV予防セミナーを実施しており、学校からの要請により、あきたF・F推進員に講師をお願いして、行っているところです。

○竹田委員

今の授業のことですが、その授業は、推進員が必ず派遣されて行われる出前授業でしょうか。それとも、必ず行われるような授業ではなく、そういうものもあるということでしょうか。

○事務局

主體的には各高校が実施していますが、どうしても講師の手配がつかないときには、あきたF・F推進員の方に御協力をしていただいています。

○竹田委員

そういったDV教育の授業をすること自体は、各高校にお任せでしょうか。それとも、高校のカリキュラムにあり、強制力があるのでしょうか。やらなきゃいけないというところまで強制力がないからこのような数字なのかなとは思っているのですが、どのようになっているのでしょうか。

○事務局

正規の教科や単位という観点から申し上げますと、強制力はありません。県の教育委員会では、「学校教育の指針」において、DV予防教育なども取り上げ冊子化して各学校全部に配っています。いろいろな教育について指針を示しており、各学校の校長やスタッフが、カリキュ

ラム・教科・授業を検討する中で、そうした機会を設けて進めることを期待しているところであり、概ねそれに従った形でやっていただいているものと考えています。

○竹田委員

目標値が42というのは、これは毎年42校にやってもらうということですか。

○事務局

平成32年度時点での実施校数を目標値としています。

○竹田委員

平成32年に42校が実施していますということですね。その過程はこの目標値には入っていないということですね。

それからもう一点、推進の柱1の(2)の中の8番、子育て世代包括支援センター設置数は、4で30.8%ですが、何か具体的な計画、平成32年までに段階的に目標を達成する予定、今はまだ中途ですので、何か具体的なことがあれば教えていただきたいです。

○事務局

今御指摘のあった子育て世代包括支援センターは市町村事業であります。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うというものです。妊娠・出産・子育てまでの相談や支援体制は、母子保健担当課、子育て支援担当課と途切れがちであったところを一元的に連携して取り組んでいこうというものです。平成29年度の実績値として4市町村でありましたが、平成30年度中の現在までに8市町村に増えています。これは県で市町村に対し、事業の必要性を丁寧に説明して回った成果によるものと考えているところです。

目標としている13というのは、市の数で13としていましたが、平成30年度では井川町も取り組んでおり、町村でも取組を検討をしているところが増えてきているところです。今後丁寧な説明や市町村からの相談に応じていきたいと思っています。

○松浦委員

市町村の話が出たのでその関連になりますが、この計画自体は県が実施主体として目標を設定して県でやるべきものを掲げていると思います。そのなかで、主体は市町村であっても市町村に対してこの目標の実現に向けて様々な取組を訴えかけしていくのか、市町村にお願いしますという目安なのか、それにより県の働きかけの力が違ってくると思いますが、他の団体にしかできないような取組目標も設定されていると思いますので、他団体の主体性に委ねているような施策について、県はどのように働きかけをしているのか、お聞かせください。

○事務局

指標は、直接県が取り組んだことが反映される数値と、県が働きかけて市町村や団体に取り組んでいただいて、指標に反映されるという性質の指標のものが 있습니다。委員がおっしゃったような、子育て世代包括支援センターもそうですし、放課後児童クラブの設置率、各市町村施策もそうですし、市町村の女性の参画率ですとか、直接的なものとしては33番、34番で市町村の方で計画を策定していただくとか、そういったものもあります。当然これは県の計画ですので、基本的に実施主体は県なので、県がどれだけその団体や市町村にこういったことをやってくださいとお願いして、それをどれだけやっていただいたかを成果として反映させているものです。県は、計画を策定してください、こういう事業に取り組んでみてはどうですかと働きかけは熱心にはしていますが、持ち分を決めたり、役割分担をして絶対やってもらおうとすることは想定していません。ただ、計画の策定の目標値に関して言えば100%を目指していますので、全ての市町村で計画を策定してくださいと日頃からお願いしています。

(4) 平成30年度実施事業と平成31年度実施事業について

○事務局

事務局より資料に基づき説明

○山名会長

1点確認しますが、平成30年度の推進の柱3が34事業、平成31年度に32事業となっていますが、どの事業が無くなったのか理由も併せてお伺いします。

○事務局

資料4の15ページと、資料5の13ページを見比べてください。資料5の13ページになりますが、②の国際的視野を持った活動の支援等のところで、国際課が取り組む事業が減っています。

○山名会長

どのような理由で減少したのでしょうか。

○事務局

平成30年度の事業は8つありましたが、平成31年度の事業は、平成30年度に実施していた事業を一部改変し、1つにまとめた事業があります。その結果、事業が2つ減りました。具体的には、平成30年度の事業では16ページ3番の甘肅省友好交流事業、4番の天津市青少年交流事業、5番の南米ネットワーク構築事業が平成31年度の事業では、15ページの5番の多国籍支援ネットワーク構築事業として研修員を受け入れる事業に1つにまとめました。

青少年の交流事業も、国ごとに分かれていたものを、青少年交流事業に1つにまとめました。そのため、事業の数が減っています。

○山名会長

わかりました。

○高橋委員

(2)の事業、仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備ということで新規事業の働き方改革に関する実践モデルの創出があります。私の周りでも、働き方改革が始まりましたが、どこから手をつけていいかわからないところもあります。先進的なところはどんどん進んでいっており、そういった中で働き方改革を推進する職場のリーダー養成に取り組まれるようですが、どのようなリーダーを対象に進めていくのかお伺いしたい。実際職場で進めていくには、かなりのエネルギーが必要です。どういう方々をターゲットにどのように進めていくのかをお伺いしたい。

○事務局

働き方改革につきましては、働き方改革関連法が今年4月から順次施行されることになっており、県内企業の取組、対応が必要になってきているところです。平成30年度の概要等につきましては、普及啓発するためのセミナーを開催したり、働き方改革推進員が各企業を訪問して制度の説明等を行っています。平成31年度は、実際に職場で取り組もうとするときに、リーダーとして取組を進めていける人材が鍵になるのではないかとということで、そうしたリーダーを養成しようという養成講座を企画しています。特に働き方改革、小規模な企業では、何かから手をつけたらいいのかわからないという声もありますので、従業員数が50人未満の企業を対象に、モデル創出ということで、12社を対象に取り組んでみたいと思っています。その養成講座を行ったうえで、それぞれの企業が取り組むにあたり、必要なアドバイスを受けるための専門家派遣を行う予定です。こうした取組を通じて成功事例、身近なモデル企業を生み出して、今後様々な機会を通じて普及し、他の企業への参考となるように取組を進めたいと考えています。

○松浦委員

働き方改革について意見を述べさせていただきます。

秋田県の場合、特に私ども商工会連合会が所管している事業者というのは、いわゆる小規模経営者、せいぜい5人とか、そういったすごく小さい、家族でやっているような企業が多いです。

秋田県全体に小規模事業者が圧倒的に多くて、その中で働き方改革をどう進めていくかは、

現実的な問題としてかなり難しい話です。例えば時間外規制の話ですが、時間外が規制されると、人手があればいいのですが、カバーする人がいないと時間外もできない、対応するために物を作る数を減らすとか、企業活動にブレーキがかかってしまう。これが現実です。そういった中で、働き方改革、女性活躍も含めて、本当に小さいところでも主旨は皆さんわかっていますが、現実問題としてどうカバーしていくのかについては、相当リアルに取り組んでいかないと、難しいと聞いています。会社の収益が悪くなれば、働き方改革以前の問題です。働き方改革は従業員のための改革で、労働者の様々な環境をよくしていくことがベースですが、それで企業業績が悪化する、会社の営業が悪化すると、事業が続かなくなる。そういう状況でどのようにバランスを取ってやっていくかについて、私どもも現場の方々といろいろな話をしながら具体策を詰めているところです。そういった難しい状況にもあるということを踏まえて、具体的な取組が、なかなか思うように進まないと思っています。職場にこういう問題があるということを大前提にして、解決につなげる働き方改革、女性の活躍という流れ、社長がやってみようと思う取組を説明して、行政も含めて一緒に取り組んでいきたいと思っています。

○木山委員

働き方改革について私も意見を述べさせていただきます。私は餅の仕事をしています。年末は特に1年間のうちで一番忙しい時期です。それで、人材を確保するために、ハローワークを活用して人材を確保しました。

採用した方には、時間的なことや仕事の内容を説明して仕事をしてもらいましたが、実際に働いてもらおうと、「聞いていなかった」「わからない」と言われ、私の指導の仕方が悪いのかと思い、仕事の内容を具体的に紙に書き、これを見ながら作業の流れを覚えてやってくださいと指導の仕方を変えてみました。それでも、採用した方には「仕事を覚えられなくて、どうしてこんなに覚えられないのだろうと悲しくなる」と言われました。それで、私も教え方について悩み、工夫しました。しかし、採用した方は家庭でも、旦那さんに仕事で失敗した話を何回かしたために、旦那さんに職場でいじめを受けているのではないかと誤解されてしまいました。それで、採用した方が働く目的は何だろう、雇用保険をもらうのが目的なのかと私も混乱して辛い思いをしました。

女の方が働くのは一体どういうことか、利益が上がれば、働く人たちに還元できます。作業の流れが高くなると利益も大きく出るので、皆さんの人件費に還元できます。ですから、ただ時間を潰して働けばいいという問題ではありません。今回感じたのは、もっと個人の情報を得る方法があれば、もう少しうまくいく気がしました。

○小玉委員

男女共同参画の中における女性の活躍の推進に関する取組なので、女性ということだと思いますが、男女共同参画は、障害を持った方や男性・女性に関わらずに力が発揮できることだと思います。私も工場などで季節労働として手伝いをしているときに、先ほどのお話に関連しますが、働くときに障害まではいかなくてもちょっとした発達障害だったり、何か働くのに少し訓練が必要な方だったり、コミュニケーションが取りづらい方がいて、本当はそういう方も一緒に作業していくことが理想的ですが、人手不足の中では、そういった方をないがしろにしまい、そのために、また働けなくなって引きこもってしまう。せっかく職場に出て仕事を探して働きはじめた方が、働けなくなってしまふ現状を見て、何かしらそういった女性に関するということで一歩仕事に踏み出す前の何かトレーニングとかそういった方たちを支援できるような施策があったり、主婦の方でも、また働いてみたいけれども経験がないとか、社会的なスキルが足りないとか、そういった目線での女性の活躍に向けた施策があれば良いと思います。

○事務局

男女共同参画とか、今のお話から少しそれるかもしれませんが、当課で行っている事業の一つに、いわゆるニート支援、少し前まで引きこもりだった方々の、就労を支援する事業などがあります。これも男女計画の中には入っていませんが、御参考までに御紹介させていただきます。

現在引きこもりというのは、さっきおっしゃっていただいたように発達障害的な行動であったり、あるいは疾患とか様々な要素が絡み合って問題は複雑化していると言われていますが、当課で行っている事業は、ニートの方が、学校を卒業したり、不登校で学校へ行かなくなってしまってから、働くまでの間が空いてしまった人を対象に、国の事業で県内2カ所に若者サポートステーションを設置しています。そこでは、就労に対する相談を受付しており、1対1での面談し、その人の状況に応じて仕事探しをサポートしたり、実際に仕事を探す前に就労体験とかジョブトレーニングとか、そういったものを本人の状況に合わせて実施していく事業を行っています。

そのセンターは国が設置していますが、県は国と一緒に事業を支援する形で取組を行っているところです。またそのサポートステーションでは、もう1段階早い、まずは人と慣れたいというような方々を対象に、若者の居場所づくりを実施しています。今、県内20カ所に公民館の会議室などで、例えば月2回ですとか週に1回とか、ボランティアの方々と一緒に集まって講習したり、ワークショップみたいなことをしたり、人と触れ合うことに慣れていただき最終

的には就労につなげる取組をしているところです。

結婚や出産等で一旦仕事を離れた女性への取組になりますが、来年度の新しい事業として、一旦仕事から離れた女性が再び仕事に就くことを支援する新しい事業をはじめたいと考えています。具体的な就職活動には至っていないけれども、近い将来働きたいという方々に向けた情報発信やセミナー等を予定しています。さらに仕事から離れてある程度長い期間が経った方というのは、仕事をするうえで非常に不安を抱えているのではないかとということで、短期ですが、職場実習のようなものでお試しで行うことも併せて考えています。受け入れる企業側の環境づくりと併せて行いたいと考えていますが、そういった職場実習なども一緒にやることで、具体の就労につなげていきたいと考えています。

○竹田委員

今紹介のあった事業の対象となる女性の年齢層は予定されているのでしょうか。結婚・出産後でなくて、そのあと育児等でさらに長いことお休みされていて、お子さんの手が離れたからというような方も対象になるかを教えていただきたい。

○事務局

年齢層に制限等は設けていませんので、若いお母さん世代あるいは子育てが一段落した女性も対象としています。

○小泉委員

医療分野では男女共同参画に関してはいろいろ支援していただいていますし、県の施策も既にいろいろあります。もともと女性医師支援から始まったセンターなども、勤務医支援に変わって、さらに中間管理職の勤務医とかを支援していただいています。

しかし、先ほどの不登校のこととか、20歳くらいになって就職しない、発達障害とか、そういうことを支援している事業の情報が全く入ってきていません。どういう発信の仕方でやっていただければ若者とか私たちの現場に届くのか、その辺のプランを教えていただきたい。

○事務局

若者支援に関して申し上げますと、概ね40歳ぐらいまでの方を想定して事業を組んでいますが、そういった世代の方々の、特徴としては、支援の場所に行くのが恥ずかしいとか、そういった気持ちになりやすいといった傾向にあります。そういった中で情報発信の方法としては、従来の例えば県の広報誌だけではなくホームページに先ほど言った若者の居場所を一覧にしてわかるように掲載したり、サポートステーションのホームページも開設しており、ネットを活用した周知を行っています。もう一つの特徴として、従来は市町村に近い場所に行くだろうと想定して、市町村にお願いしていろいろな取組をやっていましたが、自分の家に近い場所

には近所の人がいるかもしれないからと行かない傾向にあり、むしろ遠い場所に行くというようなどころも見えてきましたので、市町村の情報を全県一覧にして、どこにでも行けるようにということに配慮し、いろいろと工夫しながら進めているところです。

○小泉委員

今、県庁のいろんな課でツイッターを使って情報発信しているようですが、若者はホームページをなかなか活用しないので、ニートとか引きこもりの方にも届くように、ぜひツイッターを活用していただきたい。

○事務局

SNSの活用については、検討したいと思います。

先ほどご紹介しました、女性の新規就業支援につきましては、近い将来仕事に就きたいと思っている人にいかに情報を届けるかが鍵になりますので、一般的な広報だけだとなかなか届かないので、特に若い方向けとしてSNS等を活用した情報発信は必須と考えています。また、女性がターゲットということで、女性の目にとまりやすい広報としてショッピングセンターや子育て関係の機関が発行しているチラシなどを活用したり、子育て世代向けのイベントにブースを出店するなど、いろんなイベントに相乗りするような形で情報発信するということも考えています。

(5) その他

○松坂委員

私は、大館市で自治会の仕事をしています。私の自治会は、大館の下川沿地区になりますが、町内会は10あり、その中の隼人町内会は93世帯、一番大きい町内だと300世帯以上あります。世の中が変わってきまして、役員のなり手がいません。1町内が平成30年度町内会長を選出できないで1年間終わろうとしており、どうしてもなり手がいないということです。

昨年度も女性が役員にならないことを課題に申し上げました。能代市の自治会長の能登さんが

先日大館で講話をされましたが、能代市では3町内の会長が女性だそうです。頼まれたからやるのではなくて自らリーダー的な存在になることが非常に大事なことで、これから女性の活躍、女性も含めた自治会でなくてはいけないと思います。

私自身自治会活動をして24、25年になりますが、団塊の世代なので、バトンタッチをなくてはいけない時期に当然入っているわけで、そういう面からも、女性が自治会またはその1つの組織で動くのに何が町内としてできるのかなと考えています。今日の新聞でも、現女性閣僚は1名、片山さんしかいない。世界のジェンダー指数で日本は110番目で100番を外れる状態です。国・県から、リーダーは女性でも男性でも、その職務に合う方を選出していく

状況にならなくてはいけないと思っています。今回、統一地方選挙が始まりますが、大館市で初めて市長選に女性が出ると今日地元の新聞にも出ていました。子育てがしっかりできる町をつくりたいと、その候補予定者は言っています。最初の説明会では、市議会に出る予定だったが、子育てをする環境が整っていないと言う周囲の意見を受け、市長に出馬することにしたそうです。福原現市長も一生懸命やっていますが、世の中に女性の行動を求める声もあります。企業でも我々の自治会でも、男女がいるわけですが、あまりにも比率が違う。または賃金格差がある様々な状況で、ここで示された事業一つひとつ目標を達成できるような強い力でいかないといけない。

男女、人に関わる事が一番これから大事になってくると思います。

○事務局

平成30年4月1日現在の、全県の自治会の数とその女性の自治会長の数を参考にお知らせします。

県内25市町村で、4,144の自治会があり、そのうち女性の自治会長は77人になっています。地域活動で活躍する女性というのはまだまだ少ないという状況もあって、資料5の平成31年度事業一覧7ページ一番上④地域に根差した組織における参画拡大の一番目の事業、地域活動の中心となる女性人材の育成と参画の支援に取り組むことにしています。具体的には、大館市、秋田市、横手市の3箇所を設置している男女共同参画センターを拠点に、指定する地域活動として来年度は女性の自治会長と消防団員の育成をテーマにし、地域で活躍している女性の方やその地域で活動を行う団体の代表等で実行委員会を設け意見交換会を行い、実際どうしたら女性の自治会長や消防団員のなり手が増えるのかという取組を実践活動としてやりたいと思っています。3カ所で行いますが、各センター管内の市町村と連携してこの事業を実施したいと思っています。

○山名会長

それでは御意見も出尽くしたようなので、以上を持ちまして議事等は終了いたします。